

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	岡 田	妥 知
同	福 田	武 洋

住民監査請求について（通知）

令和 7 年 2 月 20 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求について、次のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

本件請求の内容は、別冊（令和 7 年 2 月 20 日付け住民監査請求書、同年 3 月 7 日付け住民監査請求書（補足）、同月 11 日付け住民監査請求書（補足））のとおりである。なお、事実証明書の内容は省略した。

第 2 判断

本件請求は、下表に掲げる各契約に基づく委託料の支出を財務会計上の行為とするものである。

契約名称	当初契約金額 (委託料) (円：税込)	契約日	支出日
令和 2 年度区民アンケート調査業務委託契約（以下「本件業務委託契約 1」という。）	6,006,000	令和 2 年 12 月 8 日	令和 3 年 4 月 23 日
令和 3 年度区民アンケート調査業務委託契約（以下「本件業務委託契約 2」という。）	4,171,970	令和 3 年 12 月 6 日	令和 4 年 5 月 20 日
令和 4 年度区民アンケート調査業務委託契約（以下「本件業務委託契約 3」という。）	13,200,000	令和 4 年 9 月 6 日	令和 5 年 3 月 28 日

令和 5 年度区民アンケート調査業務委託契約（その 2）（以下「本件業務委託契約 4」という。）	10, 359, 378	令和 5 年 12 月 15 日	令和 6 年 4 月 26 日
--	--------------	------------------	-----------------

上記の各契約を対象とする本件請求が、住民監査請求の要件を満たしているか検討した結果、下記のとおり判断となった。

1 本件業務委託契約 1 から 3 に係る請求について

本件請求のうち、本件業務委託契約 1 から 3 に係る請求は、各契約に係る財務会計上の行為があった日と解される委託料の支出日から 1 年を経過した後に行われているものである。

この点、地方自治法第 242 条第 2 項ただし書は、「正当な理由」があるときは、例外として、当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過した後であっても、普通地方公共団体の住民が監査請求をすることができるとしているところ、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合には、地方自治法 242 条 2 項ただし書にいう正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、当該普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである（最高裁判所平成 14 年 9 月 12 日判決）。

そこで、本件請求のうち、本件業務委託契約 1 から 3 に係る請求について、これらの請求が、住民監査請求の上記要件を満たしているのかを検討した。

請求人は、同人が令和 3 年 11 月 12 日付けで行った情報公開請求が「不存在による非公開決定」となり、これを受けて令和 4 年 1 月 29 日付けで行った審査請求について、令和 6 年 12 月 20 日に大阪市情報公開審査会の答申があったこと、その答申により、令和 3 年 11 月 12 日付大監第 97 号により結果を通知した住民監査請求（以下「大監第 97 号監査請求」という。）において請求棄却との判断の基礎になった大阪市の説明の根拠につき、大阪市は何の検討も行っておらず、大阪市の不作為（善管注意義務の不履行）による違法が明らかになったことから、今般請求を行ったとしている。

そこで、上記の経過が、「正当な理由」に該当するのかが問題となる。

この点、当該答申に係る情報公開請求は、大監第 97 号監査請求に関し、この監査の過程で大阪市が監査委員に対して行った説明の根拠が分かる文書（既に公開されているものを除く。）等の公開を求めたものであり、当該答申は、公開対象となる公文書の有無について判断を示したものに過ぎないと解される。

また、当該答申は、「区民アンケートの設計等に際して、統計学を含めた学問的な検討がなされたとは認められない」、「実施機関は特段の検討を行うことなく、区民アンケートを実施している」などといった点にも言及しているが、これらは、文書の有無の判断に必要な範囲で、当該区民アンケートの実施に係る意思決定過程においてどこまでの検討がなされ、若しくは、なされていないのかという事実の有無に言及しているに過ぎないと解される上、

当該答申には大阪市の財務会計上の行為に係る違法又は不当な不作為（善管注意義務の不履行）に係る記載も見受けられない。

よって、当該答申により大阪市の不作為（善管注意義務の不履行）が明らかになったとする請求人の主張はあたらないし、そもそも、当該答申が示されるのを待つまでもなく、請求人は、別途の公文書公開請求や、大監第 97 号監査請求の結果等により、本件各業務委託契約の締結と同各契約に基づく委託料の支出という財務会計上の行為について、住民監査請求をするに足りる程度にその存在又は内容を知ることができたと言うべきである。

したがって、本件請求のうち、本件業務委託契約 1 から 3 に係る請求については、当該答申が示されるまで、住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度にその存在又は内容を知ることができなかったものと認めることはできず、地方自治法第 242 条第 2 項ただし書の「正当な理由」があるときとはいえない。

2 本件業務委託契約 4 に係る請求について

本件請求のうち、本件業務委託契約 4 に係る請求について、請求人は、区民アンケート調査業務の目的が達成されたものであるかどうか未確認のまま委託料が支出されていること等を、財務会計上の行為の違法不当事由として摘示している。

この点、地方自治法第 242 条に定める住民監査請求が適法な請求となるには、大阪市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、当該行為等が「違法」として財務会計法規上の義務に違反し、又は不当である旨を具体的に摘示し、請求人において財務会計法規上の義務違反となる事由を他の事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、その主張事実を証する書面を添えて請求をする必要がある。

そこで、本件請求のうち、本件業務委託契約 4 に係る請求について、この請求が、住民監査請求の上記要件を満たしているのかを検討した。

請求人は、本件業務委託契約 4 に基づく令和 5 年度の区民アンケートの目的は「全市的な課題として取り組んでいくべき項目について、全区共通的な指標を設定し、その状況を把握するうえでの資料とすることを目的として、統一的手法のもと無作為抽出した区民に対してアンケートを実施する」ことであるところ、大阪市は、その目的を達成できるように委託内容を設計しなければならない義務を怠り、漫然と区民アンケートを実施しており、地方自治法第 138 条の 2 の 2、民法第 644 条に違反する違法があるとしている。

また、大阪市は、本件業務委託契約 4 について、その目的を達成できたのかについての確認を怠り、漫然と委託料の支出を行っており、地方自治法第 2 条第 14 号、地方財政法第 4 条に違反する違法があるとしている。

そして、令和 6 年 12 月 20 日付け大阪市情報公開審査会による答申が、これらの違法性を明らかにしているとする。

そこで、上記の各主張が、財務会計上の行為の違法不当事由を具体的に摘示するものといえるのかが問題となる。

この点、本件請求における、区民アンケートの目的や結果に係る請求人の指摘は、その実質において、本件業務委託契約4に基づき得られたアンケート結果についての、大阪市としての考察や分析方法、施策への活用方法に対し、統計学的な観点から批判的な意見を主張し、請求人として認識したこれらの事項に関する問題点を摘示しているものに過ぎず、同契約の締結や委託料の支出という、財務会計上の行為についての違法不当事由を具体的に摘示するものではないと解される。

また、当該答申は、対象となる公文書の有無と、その認定に必要な範囲で当該区民アンケートの実施に係る意思決定過程においてどこまでの検討がなされ、若しくは、なされていないのかという事実の有無に言及しているに過ぎないと解され、当該答申には大阪市の財務会計上の行為に係る違法又は不当な不作為（善管注意義務の不履行）に係る記載も見受けられない上、大阪市が過去に監査委員に対して行った説明の根拠を示した公文書の有無が判明したとして、そのことは事後的な説明をどう果たしたかに関わる事実に過ぎないと解される。

よって、当該答申は、上記財務会計上の行為についての違法不当事由を明らかにするものではないと解される。

したがって、本件請求のうち、本件業務委託契約4に係る請求においては、財務会計法規上の義務違反にあたる具体的事実の主張があったとは認められない。

3 結論

以上のことから、本件請求は地方自治法第242条の要件を満たしておらず、住民監査請求の対象とならないものと判断した。

なお、住民監査請求の制度は、住民訴訟の前置手続として位置付けられていると解され、その監査結果等に不服がある場合、当該請求の請求人は、裁判所に対し、住民訴訟を提起することができることとされている（地方自治法第242条の2第1項）。すなわち、当該請求の監査結果や判断に不服があるとして、同じ業務委託契約に基づく委託料の支出に係る違法性を主張されるのであれば、住民訴訟の提起によることが地方自治法の定める趣旨であると解される。

したがって、同一の財務会計上の行為を対象として繰り返し住民監査請求を行われることは、地方自治法の定める住民監査請求の制度の本旨と相容れないものであることを指摘しておく。